農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第三項の主務省令で定める事項を定める省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標

二　前号に掲げる目標の達成状況についての評価に関する事項

三　法第五条第二項第二号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

○農林水産省環境省令第一号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号並びに第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令

（設備整備計画の認定の申請）

第一条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定により設備整備計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

二　申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の位置を明らかにした図面

四　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面

五　法第七条第一項の規定による申請に係る設備整備計画（以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。）に同条第四項第一号又は第二号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　次に掲げる者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1)　当該行為に係る農地を農地以外のものにする者

(2)　当該行為に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者

ロ　当該行為に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ハ　当該行為に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ニ　当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面

ホ　当該行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

ヘ　当該行為に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

ト　その他参考となるべき書類

六　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該行為に係る森林の位置図及び区域図

ロ　当該行為に関する計画書

ハ　当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

ニ　申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書

七　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為を記載する場合にあっては、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面

八　設備整備計画に法第七条第四項第八号又は第九号に掲げる行為（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

ロ　当該行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

ハ　当該行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

ニ　当該行為の終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

ホ　当該行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、当該行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

(1)　当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

(2)　当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

(3)　当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4)　当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

九　設備整備計画に法第七条第四項第八号又は第九号に掲げる行為（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、前号イからニまでに掲げる図面

十　設備整備計画に法第七条第四項第十号に掲げる行為（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図

ロ　当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図

ハ　当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに当該行為の方法が温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面